

短期社債振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>短期社債に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。<u>この場合、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>注.(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>短期社債に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>～ (略)</p> <p>注.(略)</p>